

『若者目線で農業再発見』 ～ファーマーズフォーラム2019を開催します～

農業の魅力や働きがいについて考えるとともに、市の活性化および農業の再生を図るため、下記のとおり開催します。今回のフォーラムでは、法人を設立し認定農業者として農業経営に取り組む先輩農業者にご講演いただき、グループに分かれ意見交換を行ってまいります。農業に興味がある方は奮ってご参加ください。

開催日時 9月6日(金)
9時00分～12時20分
(受付は8時30分～)

開催会場 寒川庁舎3階会議室
(寒川町石田東甲935番地1)

【問】農業委員会事務局
☎(087)894-9212

高めよう!地域協働の力! 多面的機能支払制度に取り組んでみませんか?

多面的機能支払制度とは?

農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、農地の草刈りや水路の泥上げなど、地域の共同活動に対して、交付金による支援を行います。

交付金の対象となる活動内容

- ・農地維持・農地、ため池法面草刈、水路泥上、農道の路面維持等の活動 等
- ・共同活動・水路、農道、ため池の軽微な補修、植栽による景観形成の活動 等
- ・長寿命化・農業施設(農道、水路等)の長寿命化の活動

制度に取り組む条件

- ・賛同者による活動組織の結成
- ・5年間、活動を継続すること 等

活動内容や条件の詳細については、農林水産課までお問い合わせください。

【問】農林水産課 ☎(087)894-1116

さぬき市まちづくり寄附に 対する返礼品事業者 募集説明会を開催します

さぬき市まちづくり寄附をしていただいた方に、お礼として贈呈する特産品やサービスを提供していただける事業者を募集します。

まちづくり寄附(ふるさと納税)の返礼品のご提供は事業者の皆さん、自らの生産物や製品の販路拡充やPR手段の一つとなりますので、奮ってご応募ください。

については、説明会を下記のとおり開催しますので、ご参加ください。

【開催日時】 9月19日(木)
13時30分～14時30分

【開催場所】 さぬき市役所
附属棟多目的室

※参加には申込みが必要です。募集する事業者、返礼品の要件など詳しくは、市HPをご覧ください。総務課までお問い合わせください。

【問】総務課 ☎(087)894-1111

敬老祝金について

市では、多年にわたり社会に尽くされてきた高齢者へ敬意をあらわすため、敬老祝金(下記の金額に相当するさぬき市共通商品券)を支給します。

受給資格等:市内に引き続き1年以上居住している方で、次の表に掲げるとおりです。

年 齢	対象者	金 額
80 歳(傘寿)	昭和13年9月16日～ 昭和14年9月15日	2,500 円
88 歳(米寿)	昭和5年9月16日～ 昭和6年9月15日	5,000 円
99 歳(白寿)以上	大正9年9月15日以前に 生まれた方	7,500 円

支給日は、下記日程表のとおりです。(お住いの住所地でお受け取りください。)

	支 給 日	支 給 場 所
津田地区	9月20日(金) 9:00～16:00	津田出張所
大川地区	9月20日(金) 9:00～16:00	大川出張所 (旧大川支所北側)
寒川地区	9月24日(火) 9:00～16:00	寒川庁舎 (1階 長寿介護課)
長尾地区	9月25日(水) 9:00～16:00	長尾公民館
志度地区	9月26日(木) 9:00～16:00	市役所本庁 (1階 市民ホール)

※対象となられる方には、9月12日頃に支給案内のはがきを送付いたします。

※代理の方が受け取る場合は、支給案内のはがき、代理人の印鑑、代理人の本人確認ができるもの(運転免許証、健康保険証等)をご持参ください。

※【上記の支給日に受け取りに来られない場合】

支給日後は、津田・大川・寒川・長尾地区の方は、寒川庁舎(1階長寿介護課)に10月10日(木)までにおこしください。

志度地区の方は、9月27日(金)・30日(月)は市役所本庁(1階生活環境課)、10月1日(火)からは寒川庁舎(1階長寿介護課)に10月10日(木)までにおこしください。

※支給時間は、平日の8時30分～17時15分です。

【問】長寿介護課 ☎(0879)26-9904

農業用ため池の 届出制度が始まります

農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防止するため、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」が制定されました。

これにより、農業用ため池の所有者や管理者の方は、ため池に関する情報を届け出る必要があります。

Q 届出が必要となるため池は?

A 農業用に利用される全てのため池です。

※ 行政機関が所有するため池は、届出の対象外です。

※ 現在農業用に利用されていないため池でも、過去に農業用に利用されていたため池は、届出が必要です。

Q 届出をすべき人は?

A 農業用ため池の所有者または管理者です。

Q 届出先は?

A 農林水産課へ届出してください。

【問】農林水産課 ☎(087)894-1116